

# 古墳時代における木製品出土状況の解釈

山本 靖

**要旨** 有機質の木製品の出土は、埼玉県では発達した泥炭層や地下水などで酸素の遮断された低地に立地する遺跡に限定されている。分布をみると、県北部の熊谷市周辺と、県央部の東松山市から多量の木製品が出土している。また時期も、概ね古墳時代前期と古墳時代後期～平安時代に集約される。

木製品は低地に所在する遺跡においても、ほとんどは埋没した河川跡から出土している。出土した木製品の種類は、農具や容器などの道具よりも、建築部材などが大半を占めている。さらに、二次的・三次的な加工痕も観察され、再加工や転用が繰り返されていたことを物語っている。従来は、河川跡から出土する木製品は「廃棄」と報告された例が多い。「廃棄」とは、重要な水資源の河川の中に「大型ゴミを投げ捨てる」という解釈で、その行為は理解できない。そこで、木製品の出土状況について再検討を行った。その結果、出土状況には共通点が存在することが判明し、多くが河川のなかに築かれた堰状施設や護岸施設の痕跡と推定された。木製品の出土は、河川に積極的に関与した痕跡で、低地開発に成功した証といえる。

## はじめに

埼玉県では、低地に立地する遺跡の発掘調査によって「木製出土品」がみられる。この木製出土品は、木の材料を加工して製作した「木製品」と人工的な加工が確認できない「木材」に大別される。通常、木製品と木材は共伴する。

埼玉県における木製品の研究は、出土した各遺跡の発掘調査報告書のなかで、個々の論及に終始しているのが現状である。1994年に『古代における農具の変遷―稲作技術史を農具から見る―』と題したシンポジウムの発表資料集において、木製農具が集成され、概観がまとめられている。その後、20年近い時を経て、出土した木製品の資料は飛躍的に増加している。一例として、熊谷市北島遺跡から出土した木製品は、年代・形態的特徴・製作技法等について県内出土資料と比較・検討が行われている。しかし、県内資料が少なかったため、方向性を記すに留まっている（大和田2005）。

遺跡から出土した木製品は、出土点数が土器や石器と比較すると桁違いに少ない。そして、有機質という木製品の特性から、腐朽を免れた偶然的な要素が大きい。そのため、出土が低地に所在す

る遺跡の一部に限定されてしまう。また、腐朽のほかに変形・破損の可能性が高く、取り扱いには注意を要する。さらに、接合状態を固定しておくことも困難で、気軽に見直すこともできない。考古学研究の出発点である「観察すること」に障害があり、積極的に研究対象とはしにくい出土遺物である。これが低調な研究活動の要因である。

昨今は、出土した木製品に対して前向きな取り組みを迫る発掘調査が相次いでおり、資料個体数増加と出土状況の詳細な情報が蓄積されている。特に出土状況については、従来ならば未検討のままに「廃棄」と決めつけられていた感が強かったが、近年の発掘成果では出土状況に対して不要な解釈がされていないデータが公開されている。そこで本稿では、木製品の出土状況の積極的な検討から、能動的に解釈を試みる。

## 1. 埼玉県の木製品を出土する遺跡

埼玉県内で木製品を出土した遺跡は、「低地に所在する遺跡」という共通点がある。有機質の木製品は劣化しやすく、形状を良好に保っておくには、腐敗の要因となる菌類の活動が制約される環

境が必要である。埼玉県においては、発達した泥炭層や地下水などで酸素の遮断された低湿地の遺跡がこの環境に該当する。

埼玉県内で木製品を出土した遺跡の分布をみると、4か所の分布域が確認される。

県北西部の深谷市西部から本庄市にかかる地域から、木製品の単発的な出土が知られている。これらは、腐朽を免れた偶然的な要素が大きい一群である。

県央部の東松山市に所在する城敷遺跡・反町遺跡では、集落の中を流れる河川跡から多量の木製品が出土している。両遺跡は高坂台地と都幾川に挟まれた低地に位置している。周辺には低湿地に立地する遺跡の発掘調査例が少なく、地域としての傾向が捉えられていない。

県南部の戸田市鍛冶谷・新田口遺跡は、東京北部地域との関連を注視する必要がある。

そして、埼玉県北部の熊谷市を中心に所在する諸遺跡からは、他地域とは比べ物にならないほど多量の木製品が出土している。この地域は、利根川と荒川が最も接近し、地形的には新荒川扇状地扇端と妻沼低地の境目付近に遺跡が立地している。扇状地扇端部特有の湧水等に端を発する中小河川が多く流れ、扇状地扇端・低地・中小河川・自然堤防等が複雑に錯綜した地形が広がっている。このような湿潤な環境に遺跡が立地することで、有機質の遺物の形状が保たれていた。

これらの木製品が出土した遺跡の時期は、概ね古墳時代前期と、古墳時代後期～平安時代に分類される。このように、時期が集約される様相も埼玉県での特徴である。

## 2. 古墳時代前期の木製品

木製品が出土した古墳時代前期の遺跡は、低地に集中している。これは、有機質の木製品が遺存しやすい環境が要因の一つではある。しかし、比較的大型の集落遺跡が多いことから、この時期

に水田の開発・経営のために低地部へ進出・拡大した結果と考えられる。

熊谷市を中心に所在する数多くの木製品を出土した遺跡として、熊谷市北島・東沢・中条条里・小敷田・諏訪木遺跡、行田市池守遺跡等があげられる。これらの遺跡は、半径3km圏内に集中している。質的内容から、中心的な位置にあるのが北島遺跡である。

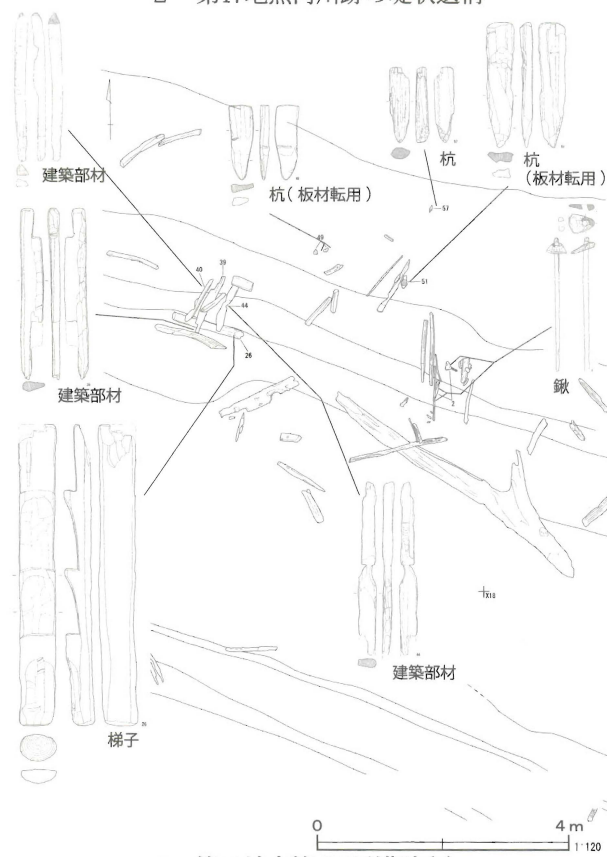
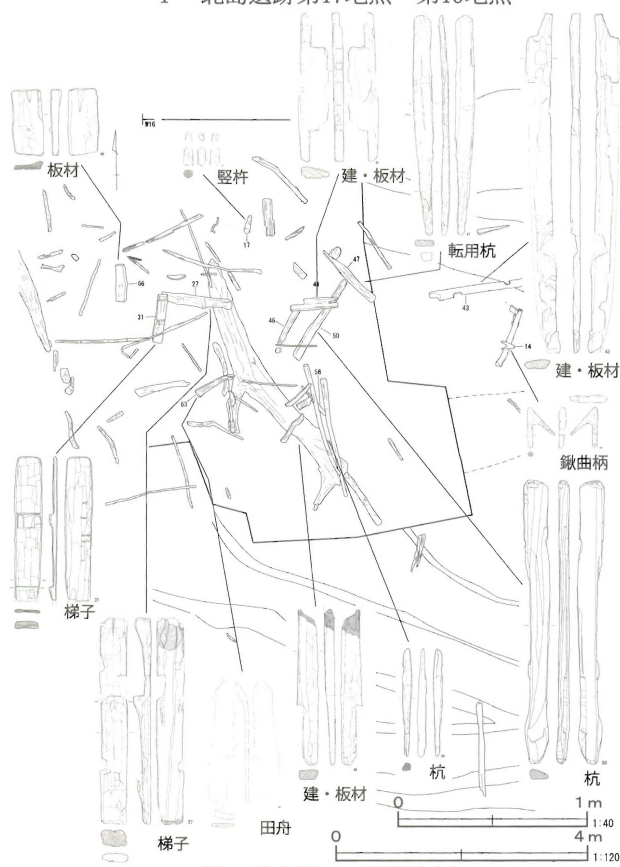
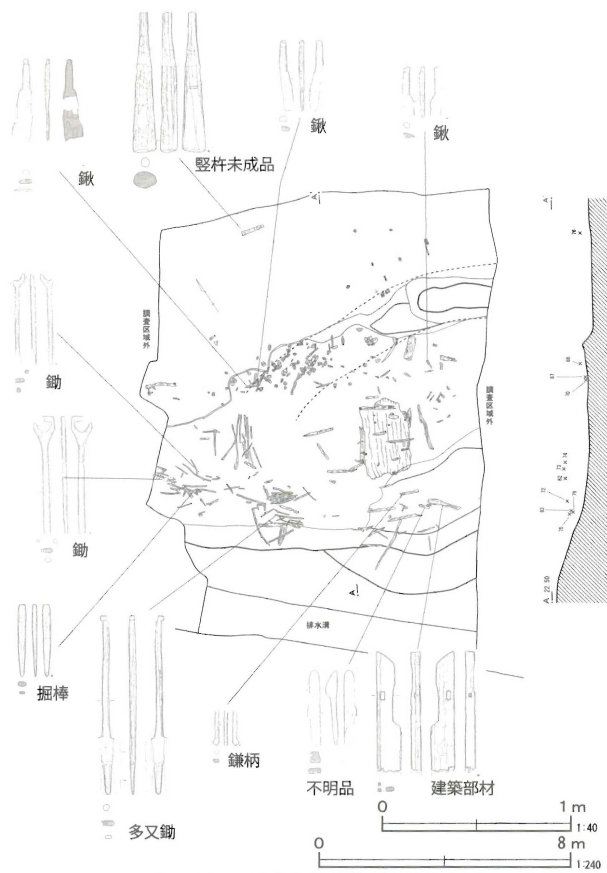
### 熊谷市北島遺跡（第1・2図）

北島遺跡は、南北1.2km×東西1.6kmにおよぶ広大な遺跡で、22地点の発掘調査が行われている。第17地点と第19地点から、古墳時代前期の木製品が出土している。2つの地点は、第19地点南端を東流する河川跡が、第17地点北端の河川跡に繋がる位置関係にある。

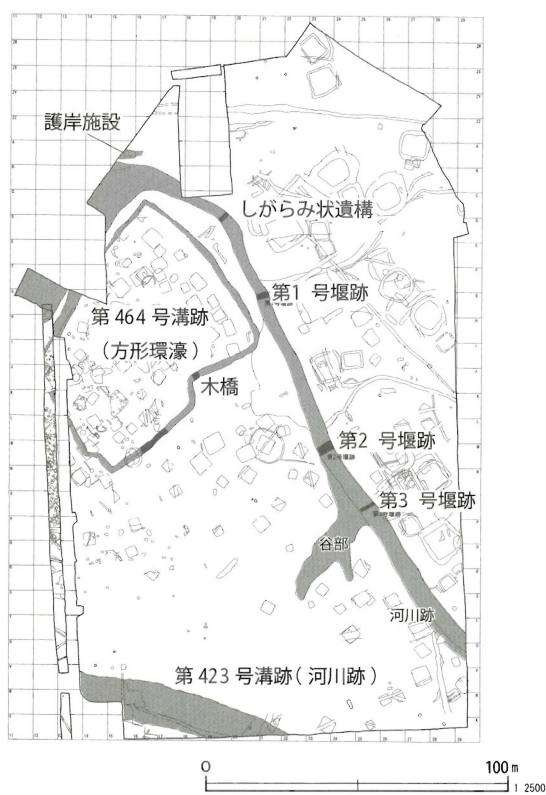
北島遺跡第17地点の河川跡は、弥生時代中期から古代にわたって、断続的に流路を変えながら存続したと想定されている。古墳時代前期に流路が二つに分かれ、形成された中州に堤状遺構が築かれている。これによって、川幅と流路が制御され、第17地点南半に発見された水田への引水も行われたものと想定される。

堤状遺構（第1～2図）は版築状の盛土によって形成され、北西側は杭列によって補強されている。杭には自然木・角材・端部加工材や梯子も転用されている。また、細い杭によって固定された敷物も用いられている。堤状遺構の前面からは、土器とともに多量の木が出土している。多くは自然木で、農具や建築部材等も混入している。大半が破損品で、一見すると集中せずに広範囲に分布するような出土状況でもあり、報告書では上流で廃棄されて流されたものと推定されている（宅間2005）。

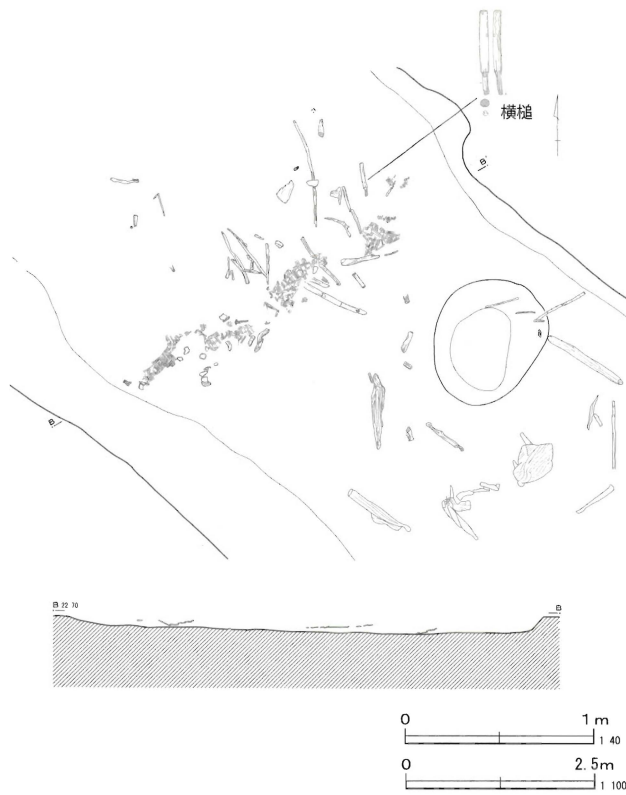
堤状遺構周辺から出土した木製品は、破損した鍬・鋤・竖杵等の農具と建築部材等で、完存するものはない。概して、長尺・大型品が多い。改めて、木製品の出土状況を顧みると、堤状遺構の両脇には農具や建築部材等の長尺の木材が河川の流



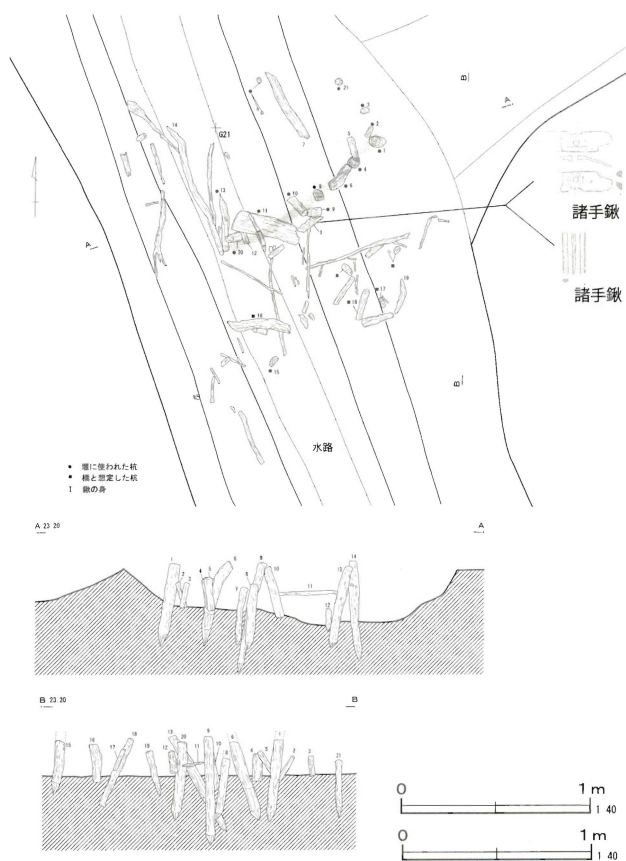
第1図 北島遺跡(1)(磯崎・山本2005、宅間2005より引用・作図)



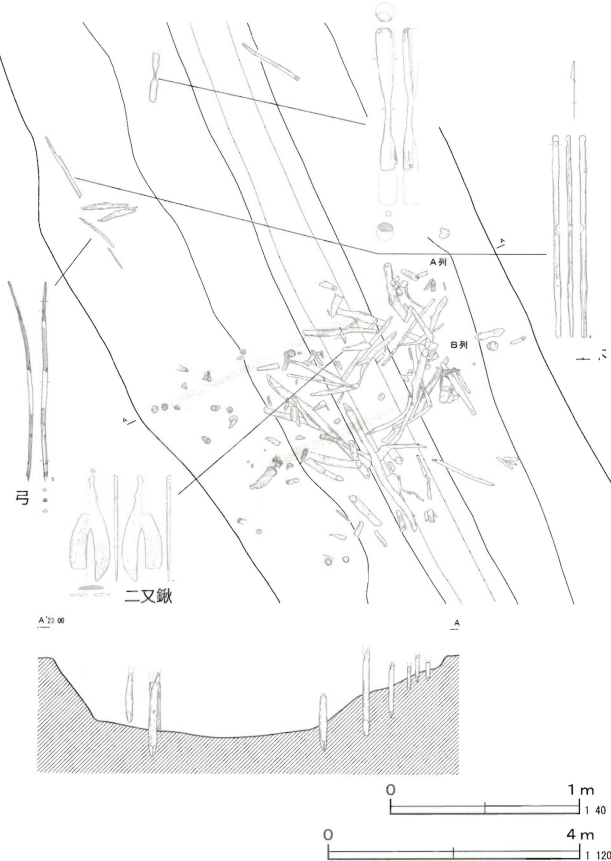
1 古墳時代前期の第19地点



2 第19地点しがらみ状遺構



3 第19地点第1号堀跡



4 第19地点第2号堀跡

第2図 北島遺跡(2) (磯崎・山本2005、宅間2005より引用・作図)

れに沿って並んでいる。一方、堤状遺構の前面部では、河川の流れを遮るように直交している。このように、長尺の木材の出土状況に規則性が窺われることから、人為的な要素が強い。そのため、「河川に廃棄された木製品が、堤状遺構に流れ着いた」という推定を否定せざるを得ない。堤状遺構両脇の河川の流れに沿った木製品群は、堤状遺構の補強材もしくは護岸材として用いられたものである。その一方で、河川の流れを遮るような堤状遺構の前面の一群は、堰状施設の残骸の可能性が考えられる。

北島遺跡第19地点南端の第423号溝跡は、第17地点北端を東流する河川跡の上流部にあたる。流路内からは、多量の木製品や木片が出土している。農具の斧柄・鋏・一木鋤・竪杵・横槌・田舟、漁撈具の錯、織機部材、容器の槽等がある。これらの道具類と比べて、長尺・大型の建築部材や建築部材を転用した杭等の出土量が圧倒的に多いが、その完存率は低い。建築部材の種類は梯子や板材が多く、同じような形状の建築部材片は大きさが揃えられているようである。出土木製品の特徴に、人為的な意図が窺われる。

第423号溝跡の流路内には、2ヶ所で大型の自然木が倒れ込んでいる。この周辺には木製品が集中し、長尺・大型品が多くみられる（磯崎・山本2005）。

上流側の自然木（第1－3図）は、流路方向を遮るように直交する位置にある。この自然木の周辺には木製品が集中し、数量的には自然木前面の方が大半を占めている。周辺から出土した木製品は竪杵・梯子・建築部材等の長尺・大型品が多く、概ね自然木に対して直交している。このような出土状況から、自然木を心材として構築された堰状施設が想定される。発掘された状況は崩壊した堰状施設の痕跡で、長尺・大型の建築部材等が構築材に転用されていたと解釈ができよう。

下流側の自然木（第1－4図）は、壁近くに流

路と並行して位置し、周辺の壁際には木製品が集中している。木製品は長尺・大型の建築部材が多く、自然木と同様に流路と並行している。ここは、流路が緩やかな右カーブを描く外側で、水流の攻撃面にあたる。そのため、自然木を中心に長尺・大型の木製品を活用した護岸が施されていたものと考えられる。施設構造の復元は難しいが、崩壊した護岸施設の痕跡と捉えることができる。

第423号溝跡から出土した板材のなかに、板倉造り建物の壁板が含まれている。この壁板材には、板材と板材を矧ぎ合わせるための「<sup>ひぶくらはぎ</sup>樋部倉矧」という継手加工が施されている。壁板材の存在は、板壁建物の存在を示唆している。単純に米蔵であれば、草壁でも貯蔵の用は足りるため、板壁は必ずしも要しない。板壁をもつ建物として、有力者の居宅や祭殿等の非日常的な建築物が相応しいと思われる。継手加工も施された壁版は、このような建物が建てられていた北島遺跡のステータスを裏付けるものである。

北島遺跡第19地点には、調査区を南北に貫くように河川跡が発見されている（第2－1図）。本来は、調査区北半部を西から東へ横断する流れであったが、弥生時代中期に南方の第17地点に展開する水田に引水するため、堰を築いて人工的に流路を変えた水路跡である。

調査区北西端の流路変換点には、杭列3列を基礎に蓆状の敷物と砂や黒色土を交互に積み重ねた護岸施設が発見されている。これにより自然河道を人為的に制御し、南西から北東方向へ向かっていった流路を南東方向へ変更させている。

調査区中央付近を北から南へ縦断する流路には、4ヶ所の堰状施設が築かれている。構築された堰状施設は、いずれも水流を完全に遮断するようなものではなく、水位を調節して派生する水路へ引水する役割をもっていた。構築材とともに柄が装着されたままの諸手鋏・二又鋏、周囲からは竪杵・弓・垂木等の長尺な木製品が出土している（宅

間2005)。

最北のしがらみ状遺構(第2-2図)は、流路の中央付近に細い杭が数本打ち込まれていたが、列や範囲を区画した様子はみられない。杭の周辺では流路を横切るように、面的な広がりを持つ蓆状のものが検出されている。このように、しっかりと固定する杭列・部材がみられない造りで、堰跡と比べて簡易な施設である。周辺には分岐する溝跡もなく、築のような機能を果たしていたと考えられる。周辺から検出された木製品は、しがらみ状遺構の構築材と推定される。細長い木製品が多く、長軸方向は流路の走行方向に沿っている。流路の底面付近から出土している。木製品には、横槌・鍬が含まれている。しがらみ状遺構の背面に木製品の分布がみられるが、やや疎らである。

第1号堰跡(第2-3図)は、太い杭を一直線に並べて打ち込んだ中心の杭列と、前面・後面の杭列を基礎として構築されている。堰跡は流路とほぼ直交し、分岐する枝溝の延長線上に位置する。堰跡の構造長は流路幅の2/3ほどの長さで、西側は開放されている。堰き止めた水は、分岐する枝溝に流されたと考えられる。基礎とした杭のほかに、木製品が構築材に用いられ、直柄が装着されたままの諸手鍬が出土している。

第2号堰跡(第2-4図)は、流路に直交する杭列2列を基礎として構築されている。前列は太い杭を垂直に打ち込んでいる。後列の両端には交差するように斜めに杭が打ち込まれ、また北西側には列に沿うように等間隔に細い杭が打ち込まれている。このような状況から横木の存在が考えられ、杭列の周辺から長さ2m以上の木材が検出されている。堰き止められた水は、派生した溝に引水されたものと推定される。第2号堰跡では多数の木製品が構築材として用いられ、これらの構築材とともに二又鍬が含まれている。また、前面から竪杵・弓・垂木等の長尺な木製品が出土している。いずれも長軸は流路の走行方向に沿っている

が、底面から1m前後浮いた状態である。

第3号堰跡は遺存状態が悪く、杭列が1列のみみつかっている。太い杭を中央付近に斜めに深く、両端部には細い杭を浅く補助的に打ち込まれている。流路東側に分岐する溝への引水が目的であるが、西側には谷部が直結する。この谷部には、貯水池的な機能が想定できる。第3号堰跡周辺から二又鍬の身・横斧の膝柄・一木鋤が、直結する谷部から鍬や柄、弓・織機部材、楣と思われる板材を含む建築部材や杭が出土している。

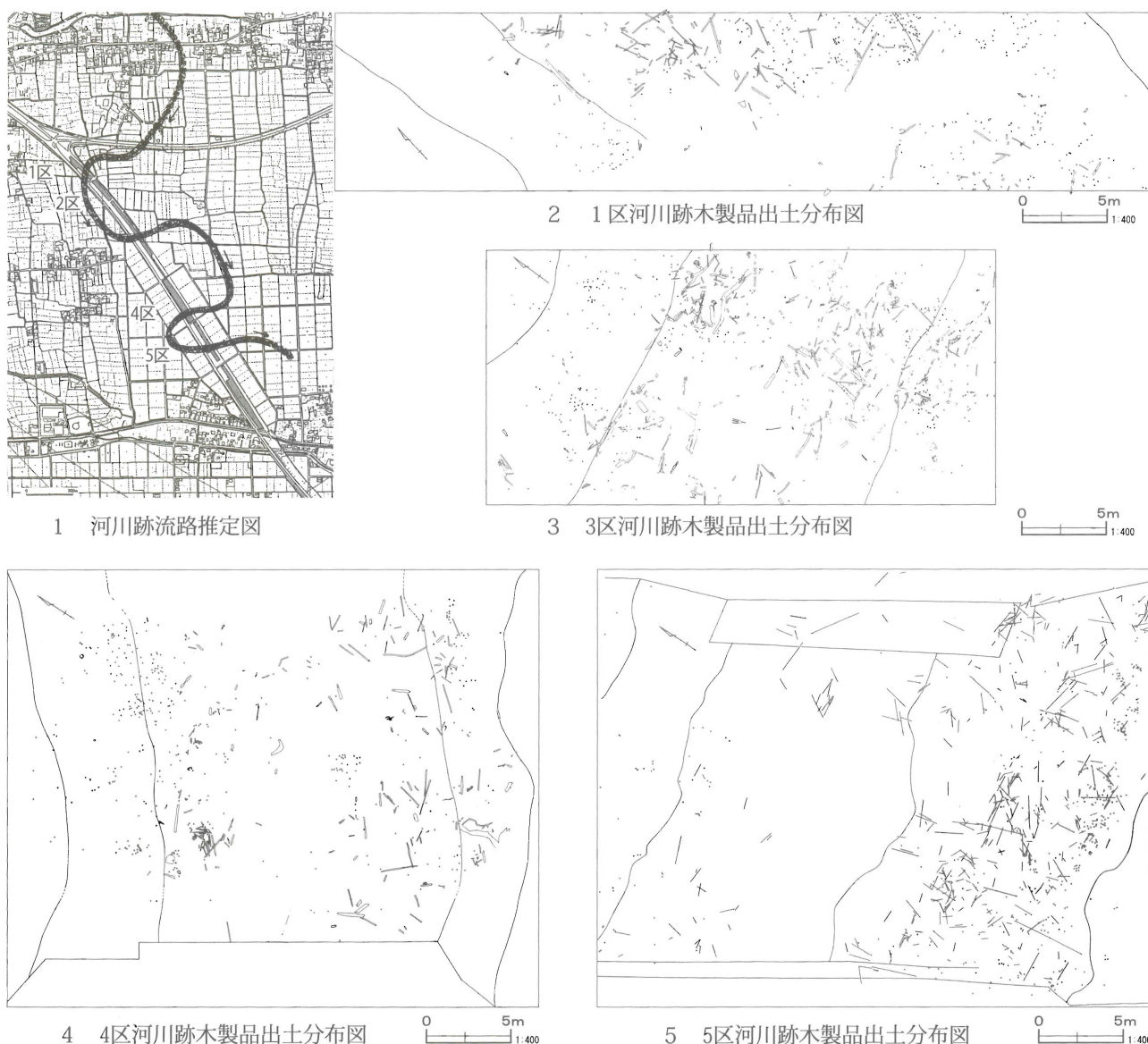
以上のように、調査区中央付近を縦断する流路に築かれた4ヶ所の堰状施設には、多くの木製品が構築材として転用されている。

北島遺跡第19地点第464号溝跡(第2-1図)は、古墳時代前期の北島遺跡の地位を象徴する方形環濠である。河川跡とは異なるが、崩壊した木橋と直柄鍬・用途不明の長尺木材・剣形代が出土している(磯崎・山本2005)。方形環濠の性格・機能については明確な解釈には至っていないが、特別な意義をもつ施設であることは、疑う余地がない(山本2005)。外界と画するように環濠が巡り、外界との通路には木橋が設けられていた。環濠内からは、濠内に打ち込まれた2本の橋脚と崩落した橋板・橋桁が出土している。多くは、建築部材が転用されている。

#### 熊谷市・行田市小敷田遺跡(第3図)

小敷田遺跡では、遺跡内を蛇行する河川跡から古墳時代前期の木製品が多量に出土している。また4区方形周溝墓群から古墳時代前期、4区土壇群から奈良・平安時代、6区土壇・溝群から古墳時代後期の木製品が発見され、埼玉県の木製品研究では無視できない遺跡である(吉田1991)。

1区・3区では、木製品が流路を横切るような帯状に分布している。しかも、長尺なものが多く、長軸を流路方向に対し平行を主に、一部に直交するものも含まれている。一方、4区では河川の両岸に、5区では南岸に分布している。長尺の木製



第3図 小敷田遺跡 (吉田1991より引用・作図)

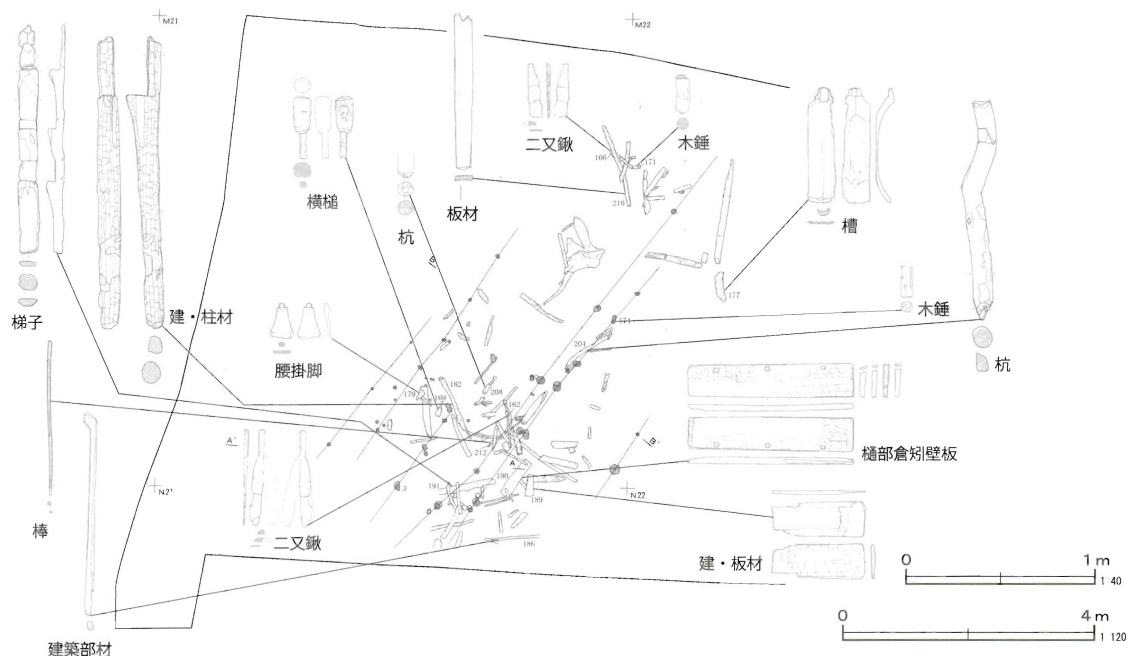
品は、長軸を流路方向に沿って向けているものが多い。このような分布状況から、1区・3区では堰状施設を、4区・5区では護岸施設が想起される。

#### 熊谷市諏訪木遺跡 (第4図)

諏訪木遺跡F区では、河川の岸边に流路と方向を揃えた杭列と、長尺の柱状・板状の木材がみついている。木製品は、建築部材が半数以上を占め、農具は鍬・横槌・木錘などの大型品が多いのが特徴的である。この他に、布巻具・槽・腰掛・剣形代なども出土している。これらの農具・容

器・雑具類は、大半が破片である。また、建築部材においても完存率は低く、杭は建築部材が転用されたものである。杭列と長尺・大型の木製品が主体を占める状況から、これらの木製品を護岸施設の構築材として再利用したものと考えられる(山本2008)。

出土した板材には、板材と板材を矧ぎ合わせるための「樋部倉矧」という継手加工が施された板倉造り建物の壁板が含まれている。樋部倉矧の壁板材は、北島遺跡第19地点第423号溝跡からも出



第4図 諏訪木遺跡F区河川跡（山本2008より引用・作図）

土している。やはり、有力者の居宅や祭殿等の非日常的な建造物が予想される（山本2008）。古墳時代前期の北島遺跡を中心とするこの地域において、諏訪木遺跡に特別な建物が存在する意義は大きい。熊谷市遺跡調査会の発掘地点では、平安時代の木製祭祀具や古墳時代の玉類・滑石製模造品、木製農具などが出土した河川祭祀跡が発見されている（吉野2001）。このように、諏訪木遺跡も特別な遺跡と位置づけることができ、板倉造り建物が建てられていたことも納得できる。

## 熊谷市東沢遺跡

東沢遺跡では、集落に近接した小さな河川跡から、古墳時代前期の土器と木製品が出土している。木製品は、鍬・鋤等の農具と建築部材、そして建築部材を転用した杭等である。全体的に散在するような出土状況から、河川への人為的な投棄と報告されている（寺社下1984a・1984b）。しかし、長尺の木製品が長軸を河川の流路方向に揃えている分布状況は、人工的な配置の痕跡と想定することも可能である。

### 3. 古墳時代後期の木製品

古墳時代後期になると、集落は飛躍的に増加し、規模も拡大する。これに対応して、水田の開発も進む。この地域では、大型前方後円墳を100年以上も築き続けた埼玉古墳群が造営されている。また、北島遺跡の周辺には、広範囲・長期間にわたって古墳の築造が繰り返された中条古墳群が営まれている。これらを支えた土木技術は、集落の増加・拡大の背景の一つになっているものと思われる。そして、このような開発行為には木製の道具が多用されていたのであろう。

## 熊谷市北島遺跡第7地点

北島遺跡第7地点の調査区南辺の谷状地形から、古墳時代後期から奈良時代にかかる木製品・木材が発見されている。出土した木製品には、農具類（竪杵・横槌・鋤・田舟等）、容器類（槽・盤・曲物か桶の底板）や火鑽臼・作業台・弓・楔・機具の部材等と、建築部材の蹴放しや板材、柱材を転用した杭等がある（浅野1989）。

この谷状地形は、埋没した河川跡と推定される。

北島遺跡第7地点では、河川の岸辺付近に多量の木製品が集中していることになる。

#### 行田市池守遺跡

池守遺跡の昭和53年～55年に行われた発掘調査では、検出された沼地や溝跡から多数の木製品が発見されている(斉藤1981)。木製品には、農具の鍬・横槌・大足や、容器の槽・下駄・弓・壺鐙・木錘、垂木や板材等の建築部材と用途不明製品がある。

平成19年度には、以前みつかった沼地の別地点が発掘調査されている。この沼地から、遺物構成と年代に相違がみられる数か所の遺物集中地点が発見されている(中島2008)。遺物構成は、土器のみの集中地点、土器・貝殻に若干の木製品が伴う地点、土器と木製品が混在している地点、木製品と自然木に若干の土器が伴う地点等がある。調査所見では、沼地を「祭祀の場」あるいは、土器や木製品の廃棄場と推定されている。しかし、古墳時代後期の土器群の完存率がきわめて高く、少なくとも、廃棄場の可能性は皆無と思われる。

出土した木製品は、比較的、遺存状態が良好である。馬鍬・大足・鍬・鋤・竪杵・横槌等の農具、斧柄等の工具、地機の機台の中筒受け・緯越・緯打具等の紡織具、曲物・皿・碗・容器未成品等、下駄・腰掛・火鑽板・鞍など多種多様である。これに、梯子・柱材・板材等の建築部材や、杭、用途不明の加工木が加わる。特に、馬鍬と地機の機台の中筒受けは逸品である。

#### 熊谷市下田町遺跡

<sup>しもだまち</sup>下田町遺跡は、北島遺跡の立地する妻沼低地最南端の和田吉野川左岸の自然堤防上に所在する。第80号溝跡から、古墳時代後期～奈良時代の多量の土師器・須恵器・貝類・骨・種子とともに、木製の農具・容器・建築部材・転用杭等と馬鍬が発見されている。また、第319号井戸跡から奈良時代初頭の黒漆塗壺鐙、第2号井戸跡から平安時代の鞍が出土し、馬との関わりが深い遺跡である(赤熊・岡本2004、赤熊・瀧瀬2006)。

#### 深谷市城北遺跡

<sup>しろきた</sup>城北遺跡では、河川跡の中に鍬・鋤・槽・建築部材(楣・礎板)等を含む2ヶ所の木製品集中地点がある。河畔では多量の土器と石製模造品を伴う祭祀が執り行われている(山川1995)。

木製品の出土状況に対し、橋や堰等の構造物を想定しながら調査を進めたが、意図的な証左が得られなかったと報告されている。しかしながら、河岸に平行および、河川を横切るような分布状況から、護岸施設としがらみ状遺構の残骸の可能性が残されている。河川の対岸には同時期の柳町遺跡が所在し、関連を考慮する必要がある。このように、河川は複数の集落・遺跡を繋ぎながら流れている。

#### 4. 反町遺跡と城敷遺跡

東松山市の高坂台地と都幾川に挟まれた低地に所在する反町遺跡と城敷遺跡の河川跡から、多数の木製品が出土している。

反町遺跡では、本流といっても過言の無い大河川から、古墳時代から中世までの農具類・容器・建築部材等が出土し、大型臼や馬鍬等の希少品もある。古墳時代の木製品のなかには、広鍬・鋤・膝柄の未成品や、曲物を綴じる樹皮巻も含まれている。また、河岸には流水部で作業を行うための水場遺構や、遺存状態の良好な堰跡も発見されている(福田2009・2012、赤熊2011)。

城敷遺跡は、小河川の流路兩岸に営まれた古墳時代前期から後期初頭を中心とする集落遺跡である。調査された7地点の河川流路から、堰状施設・護岸施設・昇降施設等、流路の制御に積極的に関与していた痕跡がみつまっている(第5図)。これら施設の構築材には多数の建築部材が転用されているため、農具類の出土の比率が少ない傾向にある(富田・山本2010・山本2011)。

反町・城敷遺跡の環境は北島遺跡周辺とは大きく異なり、背後に高坂台地という木材供給源が存

在する。調査では木製品の樹種同定・放射性炭素年代測定と、共伴した種子同定等の分析を行った。また農具等の未成品が存在し、森林資源・原材料の調達・生産・消費・廃棄までの木製品流通システムの復元を導くような資料である。また、建築部材が高い割合をもち、多数の建物遺構も発見されている。これらの情報を組み合わせて、当時の建築構造・建築技術等の復元も今後の課題である。

## 5. 掘り出された古墳時代の木製品の特徴

発掘調査によって発見された「木質の出土品」には、加工・製作された「木製品」と人工的な加工が確認できないものに大別される。木製品には、狭義の「木器」という概念で捉えられる道具類と、非道具類の建築部材・用途不明品等が包括される。本稿では、人工的な加工痕が確認できる木製遺物を「木製品」と称し、用途確定が不可欠な「木器」という用語は差し控えた。

改めて、埼玉県から発掘された古墳時代の木製品の特徴を整理すると、まず木製品のほとんどが低地部に立地する遺跡の河川跡から出土している。これは、木製品の遺存には埋没土壌の水分量の安定が不可欠であることに起因している。

漠然とではあるが、「遺跡からたくさんの木製品が出土する」という状況をイメージすると、日常生活で使われていた農具・工具・容器等の道具類が続々と発見されている光景が浮かぶことであろう。ところが、出土した木製品の大半は、建築部材・杭・用途不明の加工材である。農具・工具・容器等の道具類は、散発的な発見にすぎない。完存品も少なく、ほとんどが破損品である。つまり、農具・工具・容器等の道具類については典型的な製品が少ないため、道具類の詳細な特徴を抽出・分類し、時期別・種類別に変遷過程を追うことなどは困難な作業である。これが、埼玉県内において、木製品の研究が不活発な原因になっている。

出土した木製品には、用途が不明なものが多く

含まれている。破片から農具・工具・容器などの木器を推定することは可能である。しかし、「木で作られたもの」には、複数のパーツを組み合わせることによって、はじめて機能するものが多数存在している。織機や建築物がその代表的なもので、遺跡から発見されるときには、部品・部材に分解された状態となっている。そのため、パーツ1点、1点では、本来の役割を想定することが困難な場合が多い。特に、織機の部材は判別がきわめて難しい。また、建築部材は建築の知識を要し、実は高い想像力が強く要求される。そして、判別ができなかった場合には、用途不明の木製品と報告せざるを得なくなる。

さらに、用途不明の木製品が多い別の理由もある。それは、工具痕を観察すると、粗い加工面・工具痕がみられる。これは、二次的・三次的な加工痕で、きわめて多くの木製品に観察することができる。むしろ、普遍的な現象と捉えられ、木製品の多くが二次的・三次的に転用されていることを物語っている。ところが、転用の都度に新しい要素が加えられ、時には、元来の用途・形状を無視した再加工が施される例も多い。このような転用木製品が欠損・破片化した場合、結果的に用途がわからない木製品として扱わざるを得ない状況になってしまう。例えば、三次的な加工が施された二度も転用された木製品の場合、少なくとも、再転用された最終的な用途、二次的加工が加えられた初回転用段階の用途、転用以前の本来の用途の把握が必要となる。しかも、欠損や破片の状態ですべて出土した木製品から判断しなければならず、きわめて困難な作業である。このように、「木製品を再利用する」ことは、埼玉県における出土木製品の大きな特徴でもある。

出土した木製品のなかで、転用・再利用された痕跡がみられる例として、諏訪木遺跡F区河川跡と北島遺跡第19地点第423号溝跡から出土した壁板材があげられる。いずれの板材も、板倉造り

建物の壁板材で、綴じ合わせ構造をもつ樋部倉矧のための加工が施されている。樋部倉矧とは、板の側面部をV字形（凸形・凹形）に加工し、板と板をしっかりと矧ぎ合わせるための工夫・技法である。また、長辺に沿って柄穴を穿ち、この柄穴に綴じ紐を通して板と板とを緊縛する綴じ合わせ構造が付加されている。諏訪木遺跡F区河川跡から出土した樋部倉矧の壁板材には、工具痕が粗い切断痕と二次的な器面調整痕が観察されている。北島遺跡第19地点第423号溝跡から出土した樋部倉矧の壁板材も、工具痕が粗い二次的な切断痕がみられる。両者とも、本来は長尺な壁板材であったものが、半分に切断されて建築部材として再利用されている。このように、建築部材の壁板材を二次転用するにあたって、一定の規制・法則が存在していた可能性を考慮しておく必要がある。そして、建物の解体後には、河川内の構造物の材料として再活用されている。

## 6. 古墳時代における木製品出土状況の解釈

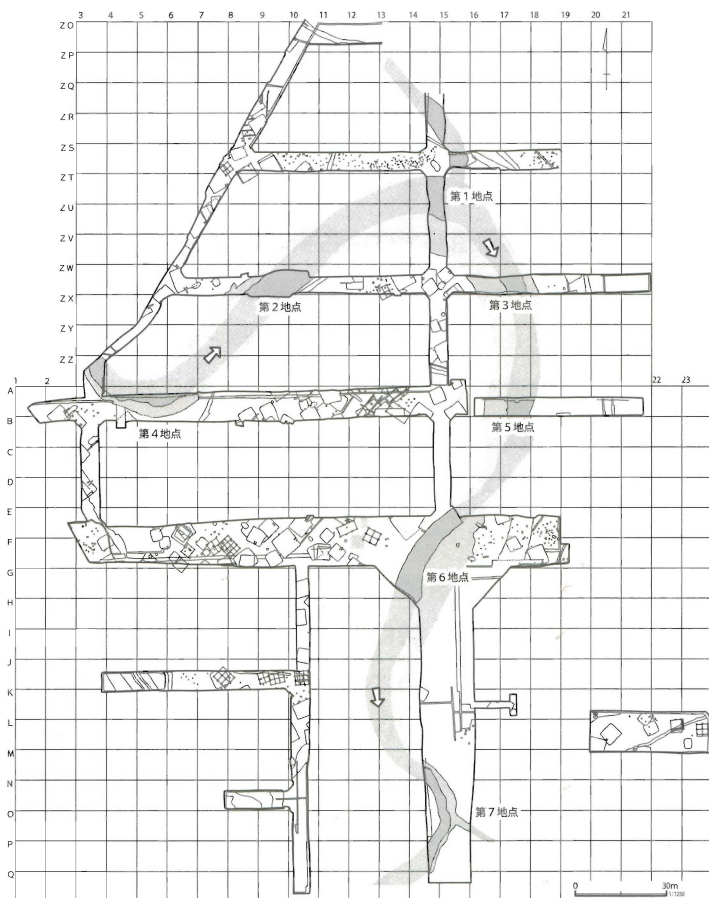
河川跡から出土した木製品は、「廃棄」と報告された例が多くみられる。河川際に営まれた集落にとって、河川は生活用水・農業用水であるばかりではなく、漁撈や物資の運搬など生活には欠かせない水資源である。それ故に、水害のリスクを負いながらも水利を得ることを優先し、低湿地に集落を構えたともいえる。当然のことながら、常時、河川にはメンテナンスが施されていたことは間違いない。このような生活を営むためには重要な水資源の河川の中に、「廃棄する」＝「大型ゴミを投げ捨てる」という行為が行われていたと解釈することは理解できない。ましてや、建築部材などの大型木製品が河川を漂流していた退廃的な情景を想像することもできない。例として、北島遺跡第423号溝跡の出土状況を意識的に見直してみると、流路内に倒れた大型の自然木を中心に構築された堰状施設や護岸施設の痕跡と想定するこ

とができる。周辺の遺跡の木製品の出土状況についても、同様の観点から見直す必要がある。この契機となったのが城敷遺跡の発掘調査の成果であり、従来の木製品出土状況の解釈に対して再検討を迫っている。

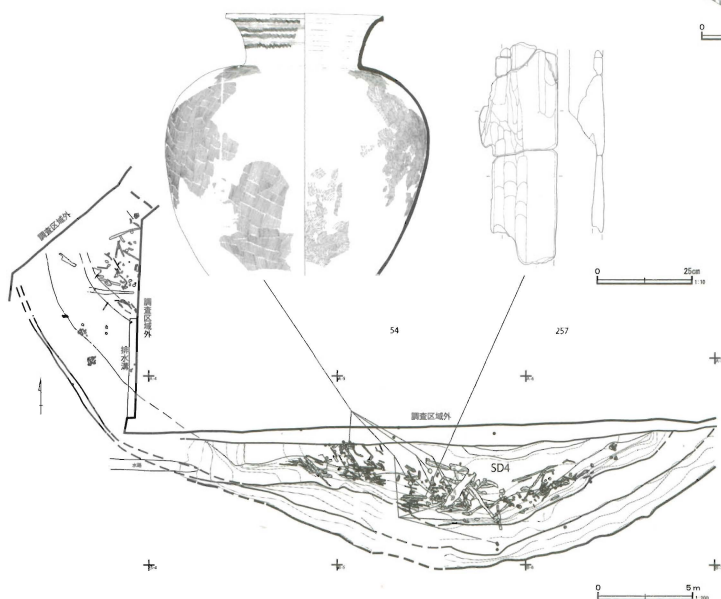
城敷遺跡では、古墳時代の集落のなかを縫うように蛇行していた河川跡が、7地点にわたって発見されている（第4号溝跡と報告・第5図）。城敷遺跡では、河川の流れを自然に任せていたわけではなく、堰状施設や護岸施設、河川敷のようなテラス部等の土木事業により、人工的に流路を制御していた痕跡が各所に残されている。また、河川岸への昇降施設や祭祀の場等の諸施設も設けられている。特に、河川岸を浅く削平したテラス部は、河川沿いに長距離にわたる大規模な土木工事が竣工されている。河川本流路と集落の生活面との比高差を和らげ、水流の生活利用を容易にした工夫と捉えられる。また、増水時には流水容積として加わり、水害対策の一手段とも推測される。発掘調査では確認されていないが、テラス部を掘削して発生した土砂は、集落側に堤状に積み上げていた可能性が考えられる。つまり、堤防を形成するために河川に沿って延々と、改修工事が施されたといえる。このように、城敷遺跡では常に河川を管理しながら、集落に住む人々の生活のなかに積極的に活用していた。

流路の屈曲点にあたる第4号溝跡第4地点（第6図）では、建築部材（扉板出土）等の大型品が流路に長手方向を揃えて出土している。このような整然とした状況には、人為的な関与が想定される。共伴した須恵器・土師器には水流による摩耗はみられず、流木の集積と捉えることは困難である。一案として、水流の浸食から岸辺を保護するための護岸を目的として長大な木製品を設置したことが推定される。

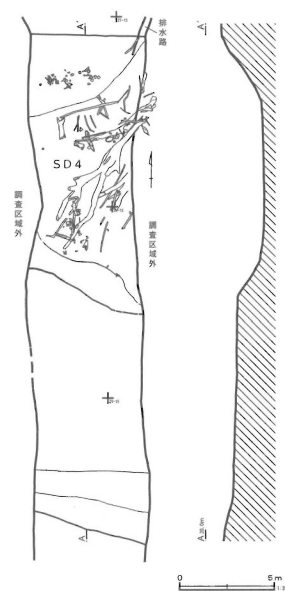
第4号溝跡第2地点（第10図）では、両岸にテラス部が設けられ、最も上流側に階段状の昇降施



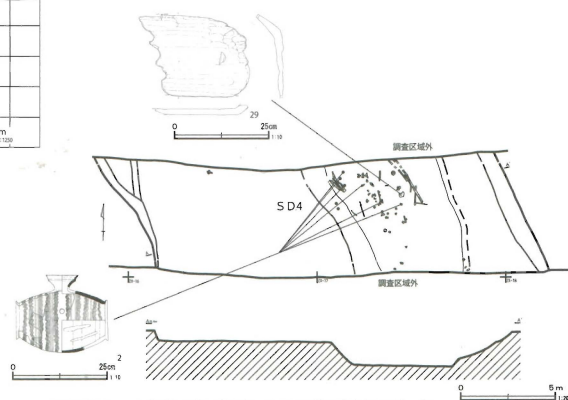
第5図 城敷遺跡第4号溝跡(山本2011より引用)



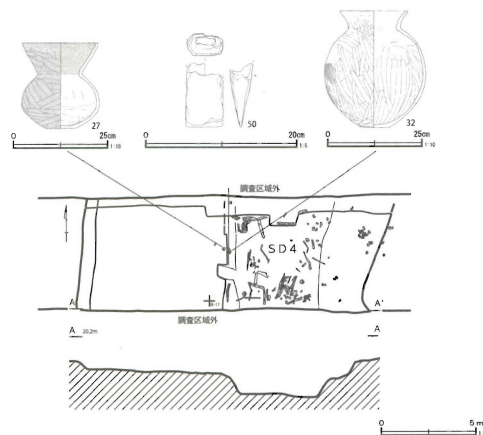
第6図 城敷遺跡第4号溝跡第4地点(山本2011より引用)



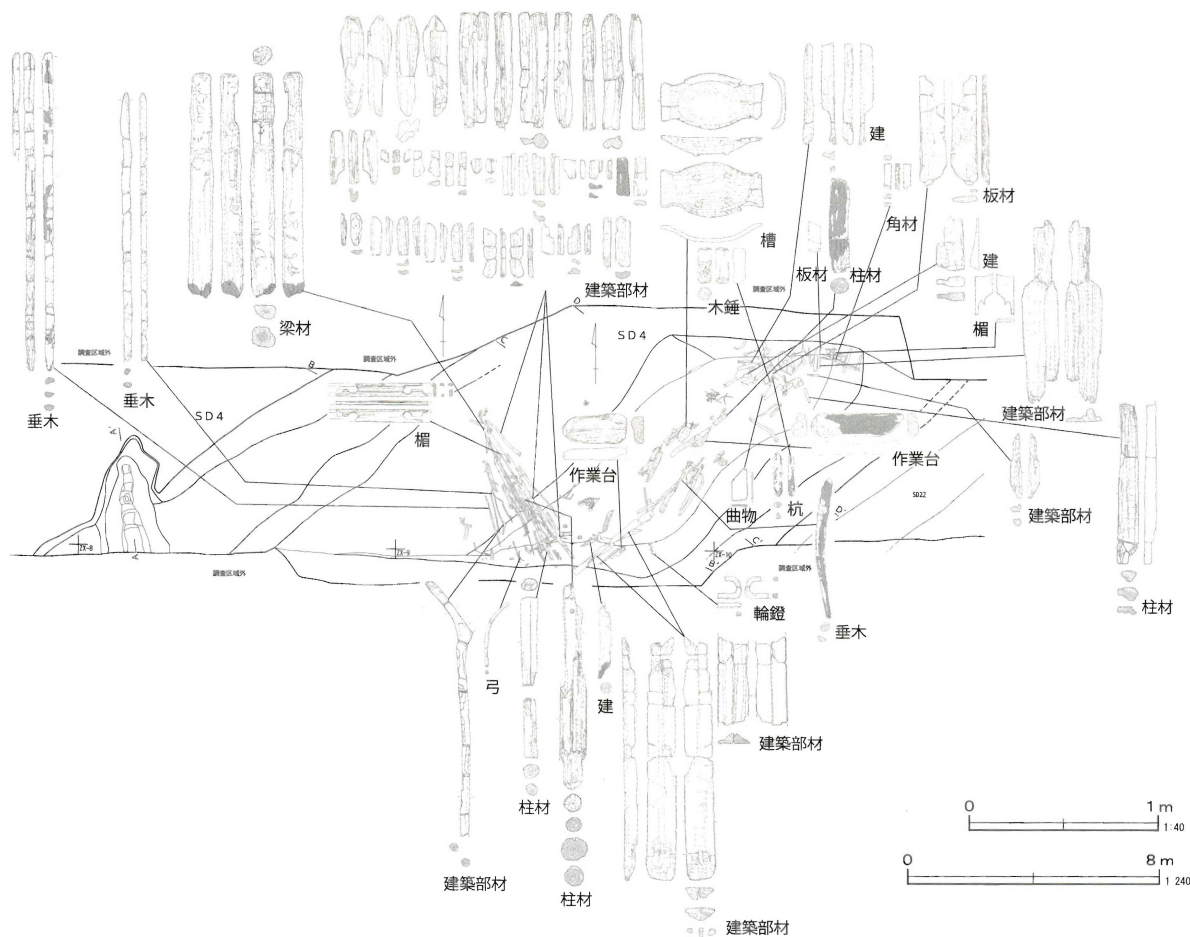
第7図 城敷遺跡第4号溝跡第1地点  
(山本2011より引用)



第8図 城敷遺跡第4号溝跡第3地点  
(山本2011より引用)



第9図 城敷遺跡第4号溝跡第5地点  
(山本2011より引用)



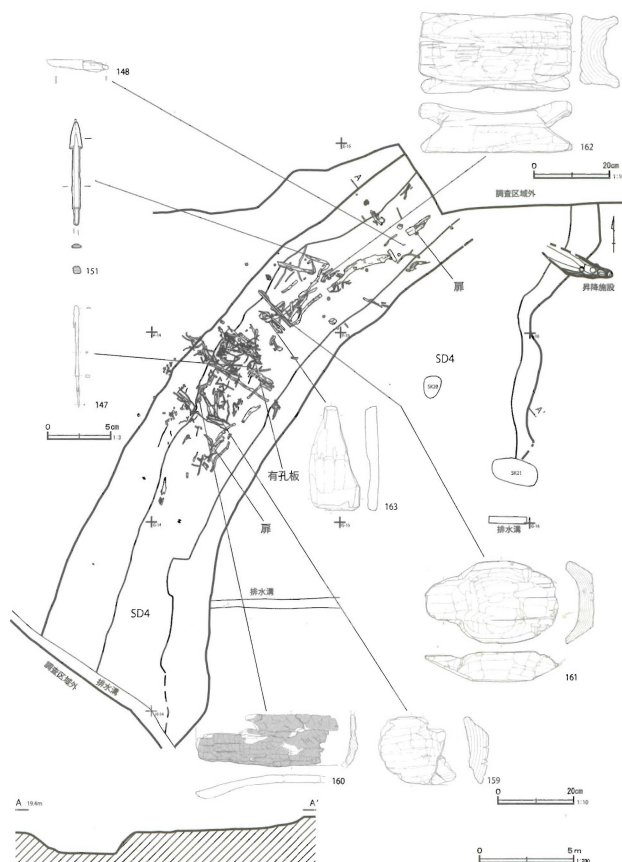
第10図 城敷遺跡第4号溝跡第2地点（富田・山本2010より引用・作図）

設が付設されている。水辺への昇降の負担緩和と同時に、通路が特定されることから堤状盛土の存在を類推させる。昇降施設の下流には、大溝の流れに直交するように木製品の長手方向が揃えられた横木列が形成され、流路の水位を調節する機能をもつ堰状施設と推定される。昇降施設と組み合わせられて、取水や水場作業の環境を整えたものといえる。また、堰状施設の下流には、木製品の長手方向を流路方向に揃えて配し、北端部に打ち込んだ杭でこれらの木製品が固定された木組には、護岸の機能が想定される。これらの施設の構築材として、多くの建築部材が転用されている。

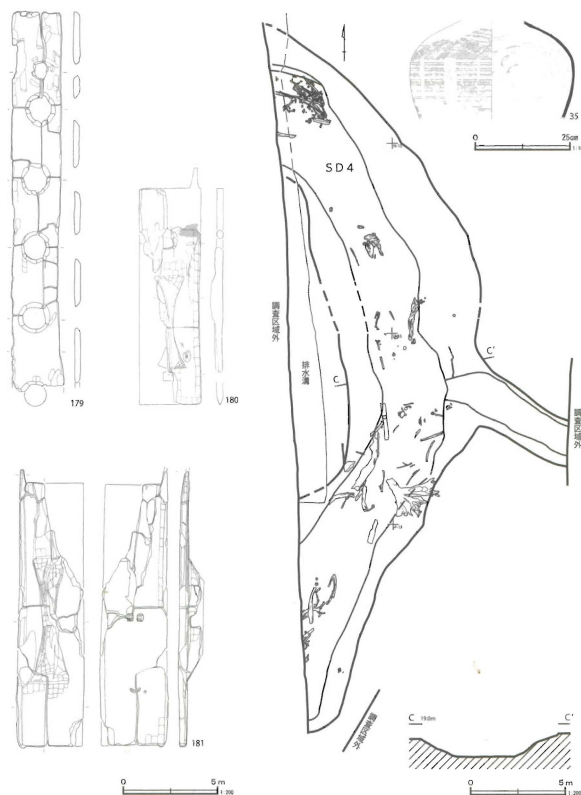
第4号溝跡第1地点（第7図）は、弧を描くように流れる流路の頂点に位置する。流路を跨ぐように長さ8 m以上もある大木が横たわっているが、想起される「橋」を裏付ける痕跡は発見されてい

ない。大木の上流側には、1 m 前後に切断された建築部材が大木に直交するような位置関係で出土している。下流側には木製品が散在するが、多くが大木に平行する位置関係にある。また、大木の下から、大規模な建物の存在を裏付ける長さ3 mもの梯子が発見されている。大木を挟んで相違する木製品の出土状況には、人為的な関与が連想される。一案として、大木を芯材に上流面を矢板材、下流側の大木付近を棟木材とした堰状施設が、撤去もしくは崩壊した残骸と想定される。

第4号溝跡第3地点（第8図）では、木製品の出土量が少ない。長尺な建築部材の長手方向が流路方向と一致するなどの注視すべき状況が見受けられるが、人工的な施設の痕跡を推測することは難しい。破碎・投棄された陶器産 TK83型式（TK73型式併行）の樽形甕と、有孔円板、完形率の高



第11図 城敷遺跡第4号溝跡第6地点(山本2011より引用)



第12図 城敷遺跡第4号溝跡第7地点(山本2011より引用)

い土師器坏、木製槽などの集中出土から、水に関わる何らかの祭祀が執り行われたことが推定される。

第4号溝跡第5地点(第9図)では、県内で出土例の少ない袋状鉄斧と土師器甕・埴が、意図的に配されたように伴出している。木製品は長手方向を流路方向に揃えているが、検出範囲が狭いため不明な点が多く、目的をもった配置の痕跡と判断することは難しい。しかし、無造作に投げ入れたことは考えられず、少なくとも、流路方向と木製品の長手方向を揃えられている。他の地点と比較すると、木製品は農具や容器・火鑽臼などの木製道具類が目立ち、建築部材が少ない。農具には諸手鍬の未成品2点が含まれ、城敷遺跡で木製品が製作されていたことを裏付ける資料である。これが河川内から出土したことは、製作途上での乾燥を防ぐために水に漬けていた可能性も考えられる。

第4号溝跡第6地点(第11図)には、テラス部と昇降施設が付設されている。出土した木製品には、農具(鋤・鍬・竖杵)・容器(槽・盤)・腰掛・木鍬がある。建築部材は、柱材・板材・垂木材・梯子などである。また格式の高い建造物の存在を示唆する扉2点と5孔以上の円孔が穿たれた長大な板材も含まれている。

木製品は、北半部では長手方向を流路方向に揃えた状態で出土している。一方、南半部では、長尺の木製品が長手方向を流路に対して直交する方向に向いている。概ね、規模の大きな木製品を中心に、周囲には中小の木製品が位置している。特に集中地点の中央付近には、流路を遮るように長尺材が並んでいる。この状況が第2地点で確認された堰状施設と酷似していることから、しがらみ状の堰状施設と推定される。また、付設された昇降施設はしがらみ状の堰状施設の上流に位置す

る。この位置関係は、第2地点での堰状施設と昇降施設の位置関係と同様である。よって、城敷遺跡では、堰状施設とその上流に設けられた昇降施設の組み合わせが一体の施設と想定される。

また、第4号溝跡第6地点では、滑石製品・玉類・刀子・鉄鏃・木製鏃の祭祀具、陶器産須恵器・土師器・木製槽の供献用具、神座を表示する木製腰掛を用いて、水に関わる何らかの祭祀が執り行われたことが予想される。

第4号溝跡第7地点（第12図）は、流路の蛇行点にあたり、蛇行部の頂点付近から派生する溝は河川から分水した導水施設の可能性がある。しかし、現状では、水嵩を調節するような堰状施設の存在は認め難く、取水口が恒常的に機能していた可能性は低い。また、北端部東岸部には、建築部材を中心とした長尺の木製品が流路方向に長手方向を揃えて密集し、杭によって固定された護岸機能が想定される。

城敷遺跡では長尺・大型の木製品が流路方向に対して直交する例や平行して壁面に沿っている例がみられ、これらは堰状施設や護岸施設の痕跡と推定された。同一の河川に複数の堰状施設が構築された状況は、目的・用途に差異はあるが、北島遺跡第19地点中央流路に築かれたしがらみ状遺構・第1～3号堰跡と共通している。

従来、河川跡から出土した木製品は「廃棄」されたものとする報告例が多かった。しかし、城敷遺跡の発掘成果からは、河川への木製品の「廃棄」を肯定する状況を見ることはできない。また、流路方向に対して直交する例は、河川の埋没が始まりながらも流路が温存されている段階で、中央付近を流れる水流部まで辿り着くための通路や足場として大型の木製品を配したという用途も一例となるかも知れない。ただし、この場合には広範囲に分布が広がっている必要はない。

出土した木製品に注目すると、二次的・三次的な加工痕が確認できるものがきわめて多い。この

状況は、木製品は可能な限り再利用されるのが常態であることを推定させる。究極は、薪等の燃料として使われることであろう。木製品の出土量が少ない要因の一つに保存状態があるが、それ以前に燃料化を免れることが遺存するための最初の分岐点となる。

次に、一地点から出土した木製品には、同じような長さや大きさに揃えられたような様相がみられる場合がある。河川の中に築かれた堰状施設や護岸施設の構築材としては、当然のことながら、大きさが整った部材のほうが扱いやすい。その一方で、これらの施設の構築材に用いないような木製品にも同様な傾向が窺われる。さらに、護岸施設を想定した城敷遺跡第4号溝跡第4地点では、杭を打ち込んだ痕跡がなく、護岸材の固定が行われていない。そのため、別の用途を想定する必要があるかもしれない。出土した木製品に再加工痕がみられるものが多いことに着目し、木製品の再加工するための水漬け行為とも想定できる。製品として使用された木製品は乾燥して硬くなっているため、再加工するには扱いにくい材料となる。それにもかかわらず、常に転用・再利用が繰り返されていることは、硬く乾燥した木材を軟らかくする方法があったものと思われる。その手段の一つとして、木材を水に漬けて軟らかしたことが想像される。また第4号溝跡第5地点では、農具の諸手鋤の未成品2点が出土したことから、製作途上での乾燥を防ぐために水に漬けていた可能性も考えられた。

このような木材の水漬け行為は、発掘調査によって得られた事例から証明することは極めて困難な作業である。しかし、硬く乾燥してしまった木製品を二次的・三次的に再加工・転用していたことが常態であったとは考えられない。木材の硬度を和らげる何らかの手段が必ずあり、水漬け行為はその一候補と十分成り得るものであろう。木製品の製作手段を探る手がかりとなり、今後の研究

課題の一つでもある。

以上のように、木製品の出土状況を再検討した結果、木製品の出土そのものが河川に対して積極的に関与した痕跡と推定された。また、城敷遺跡では、これらの施設が構築された箇所に水に関わる祭祀が執り行われた痕跡が認められている。前

者の土木・建設事業は「生」なる行為、後者の祭祀は「聖」なる行為である。水資源の確保を優先し、水害のリスクを負いながら低湿地に集落を構えるためには、河川のコントロールは低地開発の基本である。そこで、河川から出土した木製品は低地開発に成功した証といえる。

## 参考文献

- 赤熊浩一・岡本健一 2004 『下田町遺跡Ⅰ』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第296集
- 赤熊浩一・瀧瀬芳之 2006 『下田町遺跡Ⅲ』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第319集
- 赤熊浩一 2011 『反町遺跡Ⅱ』埼玉県埋蔵文化財調査事業団第380集
- 浅野晴樹 1989 『北島遺跡』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第81集
- 磯崎一・山本靖 2005 『北島遺跡ⅩⅢ』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第305集
- 大和田瞳 2005 「北島遺跡における木製品の様相」『北島遺跡ⅩⅢ』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第305集
- 財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所ほか 1994 『古代における農具の変遷—稲作技術史を農具から見る—』財団法人静岡県埋蔵文化財調査研究所設立10周年記念シンポジウム・第4回東日本埋蔵文化財研究会・第2回東海考古学フォーラム
- 斉藤国男 1981 『池守遺跡』行田市文化財調査報告書
- 寺社下博 1984a 『中条遺跡群』熊谷市教育委員会
- 寺社下博 1984b 『中条条里遺跡調査報告書Ⅰ』熊谷市教育委員会
- 宅間清公 2005 『北島遺跡ⅩⅠ』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第303集
- 富田和夫・山本靖 2010 『銭塚Ⅱ／城敷Ⅰ』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第369集
- 中島洋一 2008 「行田市池守遺跡（第8次）の調査」『第41回遺跡発掘調査報告会発表要旨』埼玉考古学会
- 福田 聖 2009 『反町遺跡Ⅰ』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第361集
- 福田 聖 2011 「埼玉県における古墳時代前期の植生と木器の樹種選択」『埼玉考古』第46号 P. 53～72 埼玉考古学会
- 福田 聖 2012 『反町遺跡Ⅲ』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第393集
- 山川守男 1995 『城北遺跡』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第150集
- 山本 靖 2005 『北島遺跡Ⅹ』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第302集
- 山本 靖 2005 「古墳時代に形成された方形環濠」『専修考古学』第11号 専修大学考古学会
- 山本 靖 2008 『諏訪木遺跡Ⅲ』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第351集
- 山本 靖 2008 「綴じ合わせ構造をもつ樋部倉矧壁板の意義」『研究紀要』第23号 P. 47～63 財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 山本 靖 2011 「掘り出された古墳時代の木器—北島遺跡とその周辺—」『発掘された木器からわかること』平成22年度東京・神奈川・埼玉埋蔵文化財関係財団普及連携事業公開セミナー P. 10～16 財団法人埼玉県埋蔵文化財調査事業団
- 山本 靖 2011 『城敷遺跡Ⅱ』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第382集
- 吉田 稔 1991 『小敷田遺跡』埼玉県埋蔵文化財調査事業団報告書第95集
- 吉野 健 2001 『諏訪木遺跡』熊谷市遺跡調査会埋蔵文化財報告書